

継続的な業務委託契約に基づく報酬請求権に対する差押えと民事執行法 153 条に基づく差押範囲の変更

【文 献 種 別】 決定／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 7 月 5 日
【事 件 番 号】 令和 6 年 (ワ) 第 9088 号
【事 件 名】 差押禁止債権の範囲変更（差押命令取消し）申立事件
【裁 判 結 果】 債権差押命令の一部取消し、変更
【参 照 法 令】 民事執行法 152 条・153 条
【掲 載 誌】 判タ 1529 号 192 頁、金判 1712 号 46 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25622399

日本大学教授 吉田純平

事実の概要

X（申立人）は、第三債務者 A との間の継続的な業務委託契約に基づき、牛乳および乳製品の宅配業務を行い、毎月その報酬（業務委託料）の支払いを受けていた（本件継続的報酬請求権）。X の令和 6 年 4 月の業務日数は 25 日で、同月分の報酬は 22 万円弱（額面）であり、手取額は 20 万円弱であった。他の月についても、概ねこの程度の報酬を受け取って生計を立てていた。

債権回収会社である Y（相手方）が、本件継続的報酬請求権の 6 か月分について差押命令を得た（本件差押命令）。そこで、X が民事執行法 153 条に基づく差押範囲変更の申立てをした。

決定の要旨

「……申立人には他に生計を維持するための収入・財産があるとはうかがわれないことを踏まえると、本件差押命令により差し押さえられた報酬債権は、実質的に、民事執行法 152 条 1 項 2 号の『給与に係る債権』と同視することができる。そうすると、本件差押命令の一部を取り消して、差押禁止債権の範囲を別紙（申立人から 4000 円の入金があったため、同額につき相手方は申立てを取り下げた。）のとおりに変更するのが相当である。

……

（別紙）差押債権目録

金 61 万 0144 円

債務者と第三債務者との間の牛乳及び乳製品の宅配業務についての継続的な業務委託契約に基づいて第三債務者から支払われる報酬債権の本命令送達日以降 6 か月以内に支払期の到来するもののうち、

（1）本命令送達日以降令和 6 年 6 月 20 日までに支払期の到来する報酬債権及び

（2）令和 6 年 6 月 21 日以降に支払期の到来する報酬債権の月額 4 分の 1（ただし、当該報酬債権が月額 44 万円を超えるときは、当該報酬債権から月額 33 万円を控除した金額）

にして支払期の早いものから順次頭書金額に満つるまで。なお、支払期が同じときは金額の大きい順とする。」

判例の解説**一 本決定の意義**

民事執行法 152 条は、債務者およびその家族の最低限の生活を保障するために、一定の債権の差押禁止を規定している。すなわち、同条によれば、給料等の債権について、その支払期に受けるべき給付の 4 分の 3 に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する

部分¹⁾は、差し押さえることが禁止される。同条において規定されている債権としては、「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権(同条1項1号)」、「給料、賃金、棒給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権(同項2号)」および「退職手当及びその性質を有する給与に係る債権(同条2項)」とされている。これらの債権は、債務者およびその家族の生活を支える基本的な収入であり、これらが全額差し押さえられると、彼らの最低限の生活が脅かされる重大な結果をもたらすことになるから、それぞれの月の債権について一部のみの差し押えを認める趣旨である。なお、民事執行法152条以外にも、同じ趣旨から、各種特別法によって差し押えが禁止される債権がある²⁾。

本件で差し押えの対象となった報酬請求権のように、債務者の生活の基盤となっているような継続的な収入に係るものではあるが、明文の規定により差し押えが禁止されていない債権が差し押えられた場合、債務者に最低限の生活を保障するために一定の措置が必要であるといえるが、その方法が問題となる。

本件では、民事執行法153条による差し押え範囲変更³⁾の申立てがなされ、本決定は、同152条の基準に基づいて差し押え範囲の変更を認めたものである。働き方の多様化によって収入を得るための法律関係が多様化している中で、債権執行における債務者保護の方法に関する議論のための参考になる裁判例である。

二 差し押禁止となる債権の種類

1 差し押禁止該当性の意義

上述のように、民事執行法152条において差し押禁止とされる債権の種類が列挙されている。本件で差し押えの対象となっている業務委託契約に基づく報酬請求権は、明示的にはこれに含まれない。ここではまず、この報酬請求権が、その範囲については別として、差し押禁止という性質を有する可能性について検討する。

まず、民事執行法152条1項1号は、債務者が国および地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権に

ついて差し押禁止を定めるものであり、公的扶養を受ける権利を除くそれ以外の私的扶養を受ける権利についての差し押えを一定の範囲で禁止するものである⁴⁾。同号の規定で適用されるべき債権は多くはないが、生活維持のための継続的給付を受ける権利のうち給料債権等以外の債権に関する一般規定である⁵⁾。このことは、差し押禁止債権に関する一般規定に基づいて、対象となる債権の種類を限定列挙することなく差し押えを禁止することが可能なことを示している。

2 給料等の債権

民事執行法152条1項2号は、「給料、賃金、棒給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」について差し押禁止を規定している。それぞれの意義について、労働基準法上では、賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうとされる。棒給は、公務員の給料に当たるとされているので、給料、賃金、棒給は同じものを指していると思われる。さらに、これらには、各種手当(扶養手当、超勤手当、管理職手当、勤務地手当など)も含まれる。つまり、名称や計算方法を問わず、継続的な役務に対する対価として支払われるべき金銭に関する債権全般を含むものと解される⁶⁾。

したがって、同号の対象となるかは契約の形式的名目にかかわらず、継続的給付の実質によるべきものであると解される。これについて、たとえば、「商品配送請負契約」という形で、トラック運転手として月に25日第三債務者である会社の役務に従事して毎月40万円程度の報酬を得ていた債務者の報酬請求権が差し押えられた場合に、民事執行法152条1項の適用を認めた裁判例が見られる(大阪高決平4・12・21判時1448号135頁⁷⁾)。このような意味で、本件における報酬請求権は民事執行法152条1項2号の適用を受ける余地があると解するべきである⁸⁾。したがって、債権差し押命令に対する執行抗告(民事執行法145条6項)により、差し押禁止の部分について差し押命令が取り消される可能性が認められうる⁹⁾。なお、このように、実質的には給料債権であるような請求権を差し押禁止債権とする取扱いについて

は、破産における自由財産（破産法 34 条 3 項 2 号）についても同様に当てはまるものである。

三 民事執行法 153 条に基づく差押範囲の変更

1 民事執行法 153 条の趣旨と対象となる債権

民事執行法 153 条によれば、申立てにより、債務者および債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部もしくは一部を取り消し、または同 152 条の規定により差し押さえではない債権の部分について差押命令を発することができる。同 152 条が、債務者および債権者の生活状況等を考慮することなく、一律に差押禁止の範囲（4 分の 3）を定めていることから、個別の債権者および債務者の状況に合わせて差押えの範囲を変更する必要がある¹⁰⁾。そこで、同条は、債権者、債務者らの申立てに基づいて、個別の債務者らの状況を考慮して、差押命令の全部または一部を取り消したり、差し押さえられていない部分について差押命令を発することができるとしている。

同条の対象となるのは、民事執行法 152 条に掲げられた債権に限られない。差押禁止債権である給料債権等が銀行の預金口座に振り込まれた場合の預金債権に対する差押えにおいて同 153 条の申立てが認められることは当然とされる¹¹⁾。このような預金債権に対する差押えの場合の同 153 条の申立てが認められることを考えれば、本件のような給料と同じ性質をもつ請負代金債権、下請代金債権、家内労働の報酬債権が同条の対象となることは明らかである。

2 民事執行法 153 条適用の要件

差押命令が取り消されるための要件は、①申立て者による申立て、および②債務者および債権者の生活の状況その他の差押命令の全部または一部を取り消すべき事情の存在、である¹²⁾。債権者の生活の状況が要件として挙げられているものの、実際に考慮されるのは主には債務者の生活の状況であろう¹³⁾。実務上は、債務者の生活の状況を示すため、収入や支出、資産の状況を示す資料の提出が求められる¹⁴⁾。

本決定において注目されるべきは、差押命令の

取消しのために債務者の生活の状況が考慮されていない点である。具体的な債務者の生活状況にかかわらず、被差押債権の性質、すなわち本件の報酬請求権が民事執行法 152 条 1 項 2 号の給与債権と同視できるということをもって差押えを取り消している。これは、153 条の申立てによって差押禁止範囲を債務者等の具体的な事情に合わせて変更するという趣旨とは別に、152 条で明示的に挙げられてはいないが差押禁止の性質を有するような債権が差し押さえられた場合の救済手段の意味であり、債権差押命令に対する執行抗告（民事執行法 145 条 6 項）と同じ機能を有するものであるといえる¹⁵⁾。本来的には民事執行法 145 条 6 項の執行抗告により取り消されるべき差押命令であろうが、同 145 条 4 項による同 153 条の申立てができる旨が教示されることにより、債務者のためのよりアクセス可能な救済手段となっている現状があるのだろう¹⁶⁾。また、執行抗告よりも「軽い」手続である差押範囲変更の申立てが債務者にとってより役立つ救済方法であり、執行抗告の期間（民事執行法 10 条 2 項）の後も差押範囲変更の申立ては認められる。

●——注

- 1) 支払期が毎月と定められている場合については 33 万円である（令和 7 年現在、民事執行法施行令 2 条）。
- 2) たとえば、労働補償等に基づく請求権（労基 83 条 2 項など）、社会保険に基づく請求権（労災 12 条の 5 第 2 項）など。
- 3) 民事執行法 153 条の文言によれば、同条には「差押範囲変更の申立て」と「差押禁止範囲変更の申立て」が含まれるが、本件では差押範囲変更の申立てに当たる。
- 4) 公的扶養については、その給付を規定する特別法において個別に規定される。たとえば、生活保護（生活保護法 58 条）、児童手当受給権（児童手当法 15 条）や国民年金の受給権（国民年金法 24 条）などがある。
- 5) これには、民法上の扶養料請求権のほか、生命保険会社・銀行等との私的年金契約による継続的収入などについても、生計維持に必須な限度で、現に年金として支給が開始されているものに限りここに含まれる（大阪高決平 13・6・22 判時 1763 号 203 頁、東京高決平 30・6・5 金法 2110 号 104 頁参照）。中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021 年）700 頁。
- 6) 中野＝下村・前掲注 5）697 頁。
- 7) 同決定においては、抗告人の勤務実態から、抗告人が運送業者と締結しているのは実質的には労働契約であり、受け取っているのは賃金である、と判断している。

- 8) この際には、注7)で示したような差し押さえられた債権が実質的な賃金であるという認定よりむしろ、その債権（およびそこから得られる金員）が債務者の最低限の生活のために必要であることの判断が求められるべきである。
- 9) 差押禁止は、裁判所が職権で調査すべき執行障害事由であり、差押命令の発令に際して執行裁判所が職権で調査すべき事項である。しかし、差押命令発令の前に債務者および第三債務者への審尋はなされないため（民事執行法145条2項）、差押命令申立書の記載から形式的に差押禁止と認められないものについては、そのまま差押命令が出されることになる。
- 10) 国税徴収法に基づく給料債権に対する差押えにおいては、滞納者の給料額の手取額と扶養家族の数に応じてきめ細やかに差押禁止の範囲が定まるような規定となっている。すなわち、支払いを受けた額から源泉徴収される税金および社会保険料を控除した手取額を基準とし、生活保護法による生活扶助の基準となる金額で給料等の支給期間に応ずるものを勘案して政令で定める額を最低生活費（この際には扶養家族がいるときはその員数に応じて一定額を加算する）として差押えを禁止したうえで、給与の手取額がこれを超えるときはその超える額の100分の20に相当する部分を差押禁止とし、このように計算された差押禁止額が最低生活費の2倍を超えるときは、これに相当する給料等の部分は全部差し押さえることができる、とする（国税徴収法76条）。なお、その政令で定められる最低生活額は、支給の基礎となる期間1月ごとに10万円で、加算は扶養される者1人につき45,000円とされる（国税徴収法施行令34条）。
- 11) 差押禁止債権である給料債権等について、債務者の銀行口座への振込みの方法によって支払われ、差押禁止債権ではない預金債権へと転化した場合に、その預金債権が差押禁止の性質を有するかが問題となるが、判例（最判平10・2・10金判1056号6頁）・通説はこれを否定する。預金債権において差押禁止の部分を識別することができないことが主な理由である。そのうえで、債務者保護については民事執行法153条による差押範囲の変更によらせる。香川保一監修『注釈民事執行法6』（きんざい、1995年）399頁〔宇佐見隆男〕。
- 12) 差押命令の取消し（差押禁止範囲の拡張）の申立権者は債務者に限られ、債務者の家族は、債務者の申立てにより反射的利益を受けるだけで申立権者とならない。香川保一・前掲注11）402頁〔宇佐見隆男〕。反対説として、松丸伸一郎「給料債権等の差押禁止と差押禁止範囲の変更」東京地裁債権執行等手続研究会編著『債権執行の諸問題』（判例タイムズ社、1993年）86頁。
- 13) 債権者の生活の状況と債務者の生活の状況は、たしかに相関的な関係にあるともいえる。民事執行法制定以前には、「差押えにより債務者が生活上回復することができない窮迫の状態に陥るおそれがある」ことが変更の要件とされた（旧民事訴訟法618条の2が準用する570条の2）が、現行法ではそれよりも緩和された。
- 14) 谷藤一弥「差押禁止債権の範囲変更の申立てに係る審理の実情」金法2174号35頁。具体的には、給与所得者であれば、源泉徴収票や給与明細、生活保護受給者であれば保護決定通知書、年金受給者であれば支給決定通知書とされ、稼働能力のある同居の家族がある場合には、その者の収入を示す資料の提出が求められる。
- 15) 前掲注11)のような問題についても同様に、債務者等の生活状況にかかわらず、民事執行法152条の基準に基づいて差押範囲を変更するべきである。
- 16) 債権者が養育費・婚姻費用請求権者で、債務者が就労しつつ生活保護を受給して給与債権に対する差押えを受けたという事実関係の下で、債務者による差押えの全部取消しの申立てが認められず、差押禁止債権の範囲変更の限度で認容された事例（大阪地決令6・8・23判タ1529号188頁）などが見られる。